

## 羽鳥湖高原風力発電事業環境影響評価方法書に対する知事意見

### 1 総括的事項について

(1) 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

また、できる限り最新の知見を取り入れた手法により、調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 環境影響の予測にあたっては、できる限り定量的な手法を用いること。

(3) 風力発電機、管理棟、変電所、管理用道路及び送電線等の設置、並びに資材等運搬のための道路の拡張等の工事箇所を具体的に示すとともに、施設及び設備の構造、仕様等を準備書に記載し、必要な調査、予測及び評価を行うこと。

また、準備書段階において、複数案が想定される場合はそれぞれの案件ごとに、改変面積等が未確定な場合は最大限を想定して、調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 対象事業実施区域の一部は、大川羽鳥県立自然公園の特別地域に該当することから、事業計画を詳細にしていくにあたっては、環境の保全に最大限配慮するとともに、その検討経緯を準備書に記載すること。

(5) 対象事業実施区域及びその周辺には、天栄村上水道事業及び簡易水道事業の主要な水源が存在することから、正確な水源位置を確認した上で、対象事業実施区域から除外するなど水源及びその周辺の地下水脈に影響を及ぼさないよう最大限配慮するとともに、その検討経緯を準備書に記載すること。

(6) 風力発電機の稼働が生活環境に及ぼす影響を懸念する意見があることから、評価結果を踏まえ、風力発電機の設置位置の選定理由と周辺住宅からの距離の妥当性について準備書に記載すること。

## 2 環境影響評価項目及び評価の手法等について

### (1) 大気環境について

ア 大気環境の評価に係る調査及び予測地点については、実態を的確に把握できる位置を追加するとともに、調査頻度についても精度の高い評価ができるよう見直しを行うこと。

イ 騒音及び低周波音については、現地における風向・風速特性を十分踏まえた上で予測及び評価を行うとともに、自社施設での調査結果、国の検討状況等最新の知見を踏まえ、可能な限りの回避・低減等対策を検討し、その結果は検討経過も含めて準備書に記載すること。

ウ 資材等の運搬経路の選定にあたっては、使用する道路沿道の騒音に係る環境基準適合状況に配慮すること。

### (2) 水環境について

ア 水質の調査、予測及び評価にあたっては、対象事業実施区域及びその周辺の地表水の集水域や小規模な支流（源流域）への影響にも配慮すること。

イ 風力発電機の基礎設置等に相当量のコンクリートを使用することが見込まれることから、源流域が近接する場合は、水質調査項目にpHを追加すること。

### (3) 土壌に係る環境について

工事用及び管理用道路の設置箇所や造成地周辺の急斜面における小規模な斜面崩落等、植生や地形の変化が懸念されることから、これに対する環境の保全措置及びその措置に係る地表性動物の行動阻害の回避・低減等対策について準備書に記載すること。

### (4) 動植物について

ア 動物、植物及び生態系については、対象生物の行動圏、分布域等を踏まえ、調査の範囲、地点、期間、時期及び調査方法等を適切に設定すること。

特に、希少種が確認された場合は、調査範囲を広げるなど、より詳細な調査を行うこと。

イ バードストライク（コウモリ類を含む）については、対象事業実施区域及びその周辺における生息・飛翔状況等の調査結果、自社施設での調査結果、過去の衝突等事例、及び国の検討状況等最新の知見を基に、衝突リスクを解析・評価するとともに、その結果を踏まえ可能な限りの回避・低減等対策を検討し、その結果は検討経過も含めて準備書に記載すること。

また、必要に応じてレーダーによる夜間調査を強化すること。

#### (5) 景観について

ア 対象事業予定区域は、羽鳥湖高原の山頂付近に位置しており、広範囲で景観に関する影響を受けることが想定されることから、風力発電機を視認できる場所を適切に設定して、調査、予測及び評価するとともに、準備書においては必要に応じて立地市村以外の自治体を関係市町村として選定すること。

また、近景及び中景についても適切な調査地点を選定し、視認の可否を含めて、調査、予測及び評価を行うこと。

イ 対象事業実施区域は樹林の中に位置しており、季節ごとの景観の変化が大きいと想定されることから、季節ごとに調査、予測及び評価を行うこと。

#### (6) 人と自然との触れ合いの活動の場について

ア 本風力発電所設置による観光客の増加等も見込まれることから、その状況を考慮して、調査、予測及び評価を行うこと。

イ 航空障害灯による影響を懸念する意見があることから、これに対する保全措置について検討し、準備書に記載すること。

### 3 その他

本意見に関する措置を講じるにあたっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。